

休業手当 休業に関する手当について

問い合わせ：各勤め先

【対象】 勤め先から休業を指示された労働者（パート
労務含む）

【支給額】 会社の指示による休業の際などの、平均賃金の
6割以上を支給（労働法）

※事業主に対して、雇用調整助成金あり

支給 小学校休業等対応助成金・支援金
学校等休業助成金・支援金等

相談コールセンター

電話番号：0120-60-3999

【対象】 小学校などの臨時休業などに伴い、保護者として子どもの世話をを行う労働者に年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた事業主、および契約した仕事ができなくなった個人事業主

【支給額】 ○雇用者向け

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額（ただし、日額上限8,338円）

○契約した仕事ができなくなったフリーランスなど、個人で仕事をする保護者向け

就業できなかった日につき1日あたり4,100円

※申請手続きや対象者詳細は上記にお問い合わせ下さい。